

臨時株主総会資料 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

第1号議案 前澤工業株式会社との株式移転計画書承認の件

- ・前澤工業株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

上記事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。



前澤化成工業株式会社

事業報告

(令和6年6月1日から
令和7年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等により緩やかに回復している一方、物価上昇、金融資本市場の変動、米国の通商政策の動向が及ぼす影響等についても注視する必要があり、先行きの不透明さを抱えての推移となりました。

このような環境のもとで当社グループは、新市場および既存市場における受注の確保、拡大に取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度の業績は、受注高は40,678百万円（前期比4.8%増）、売上高は37,499百万円（前期比2.7%増）となりました。損益につきましては、原価低減に努め、経常利益は4,768百万円（前期比4.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,077百万円（前期比12.8%減）となりました。

部門別の概況は、次のとおりであります。

部	門	受注高 (百万円)	売上高 (百万円)
環境事業		15,727	13,719
バルブ事業		12,776	11,214
メンテナンス事業		12,174	12,566
合	計	40,678	37,499

① 環境事業部門

当部門におきましては、老朽化した施設の更新・再構築等にかかる需要に主眼を置いて、それらにかかる水処理機械設備の販売活動を推し進めました。また、産業廃水処理および有機性廃棄物資源化等の需要に対しソリューション営業を展開し、事業の基盤の充実に努めました。

当連結会計年度は厳しい事業環境の中、提案営業の推進、各業務工程における管理強化に取り組み、受注高は15,727百万円（前期比4.4%増）、売上高は13,719百万円（前期比8.9%増）となりました。

② バルブ事業部門

当部門におきましては、浄水場、配水池、配水管、下水処理場、ポンプ場、農業用水幹線路、揚・排水機場等の整備、更新、耐震化にかかる各種弁・栓・門扉類の需要に対し、幅広く販売活動を展開しました。

当連結会計年度は、厳しい事業環境の中、提案営業の推進、生産の効率化に取り組み、受注高は12,776百万円（前期比7.5%増）、売上高は11,214百万円（前期比9.0%減）となりました。

③ メンテナンス事業部門

当部門におきましては、上水道事業、下水道事業、農業用水・河川事業等の各分野における設備・機器のメンテナンスにかかる需要に対し、販売活動を推し進めました。

当連結会計年度は、施設老朽化に伴う更新・長寿命化のニーズへの対応に取り組み、受注高は12,174百万円（前期比2.7%増）、売上高は12,566百万円（前期比8.5%増）となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資額は、1,688百万円（無形固定資産を含む）であり、その主なものは埼玉製造所2号棟建替および関連する生産設備の更新606百万円、基幹システムマイグレーション287百万円、木型・金型の更新147百万円等であります。

これらに要する資金は、主に自己資金から充ちいたしました。

(3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- (6) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

当社グループは、経営理念である「水とともに躍進し 人間らしさを求め 社会に貢献できる魅力ある企業」の実現をめざし、事業を展開しております。創業以来85年余にわたり実績を積み上げてきた上下水道用水処理機械設備・産業用水処理機械設備・有機性廃棄物資源化設備などの製造・販売・修繕・維持管理・運営をもとに、“水”に関わる分野の社会資本整備に加え、再エネ・省エネによる社会への貢献に積極的に取り組み、人と環境に優しい技術・製品を提供してまいりました。

当社グループの主要事業である上下水道事業においては、少子高齢化に伴う人口減少による収入不足、技術者不足や施設・設備の老朽化対策等、多くの課題を抱えております。これらの課題への取り組みに加え、脱炭素・資源循環型社会の実現に向けたエネルギー問題への対応、自然災害に対する防災・減災への対応等、当社グループが果たすべき役割はますます重要なものになっていると認識しております。

こうした状況の中、当社グループは社会・市場環境の変化を見据え、新たな価値の創出、持続的成長を図るために、「人と技術力で未来を拓く」をスローガンとした中期3ヵ年経営計画（令和6年度～令和8年度）を策定し、重点施策「成長戦略の推進」、「既存事業の収益力強化」、「企業価値向上に向けた経営基盤の強化」に取り組んでおります。

① 成長戦略の推進

再エネ・省エネ、官民連携、海外水インフラの分野において、成長戦略の推進を図ります。

- (i) 脱炭素社会実現に向けたバイオマス・省エネ技術の開発強化と事業展開
- (ii) 官民連携への体制強化と事業の推進
- (iii) 海外水インフラ市場における事業機会の創出

② 既存事業の収益力強化

バルブ・環境・メンテナンス事業において、安定的な事業拡大とさらなる収益力強化を図ります。

- (i) 顧客ニーズに応える技術開発・提案力の強化
- (ii) 製造プロセスの最適化と施工管理体制の強化
- (iii) 顧客対応力強化によるメンテナンス事業の拡充

③ 企業価値向上に向けた経営基盤の強化

企業価値を高め、将来にわたって持続可能に成長していくため、経営基盤の強化を図ります。

- (i) 人的資本の充実と社員一人ひとりが活躍できる職場づくり
- (ii) 持続的成長につながるDXの推進
- (iii) ガバナンス強化と環境に配慮した企業活動の推進

これらの着実な推進により水関連企業、さらに環境関連企業として国内外に貢献し、企業価値の向上を図ってまいります。

引き続き、物価上昇や金融資本市場の変動、米国の通商政策等の影響にも一層留意する必要があります。当社グループを取り巻く事業環境も不透明な状況で推移することが予想されます。当社グループにおいては、日々変化する状況を注視し、これに応じた取り組みに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(8) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 76 期	第 77 期	第 78 期	第 79 期
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (当連結会計年度)
受注高 (百万円)	29,933	37,661	38,811	40,678
売上高 (百万円)	30,903	32,369	36,511	37,499
経常利益 (百万円)	3,164	3,345	4,993	4,768
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,142	2,630	3,531	3,077
1株当たり当期純利益 (円)	117.54	145.01	196.65	174.43
総資産 (百万円)	35,626	40,076	41,146	42,661
純資産 (百万円)	21,977	24,635	27,895	29,919
1株当たり純資産 (円)	1,212.21	1,357.68	1,563.25	1,699.94

- (注) 1. 第76期は、受注の確保、拡大および原価低減に努めたものの、減収減益となりました。
 2. 第77期は、税効果会計における一過性の押上効果もあり増収となりました。
 3. 第78期は、3部門における増収に加え、退職給付会計における費用減の影響により、増収となりました。
 4. 第79期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社前澤エンジニアリングサービス	80	100	上下水道用水処理機械設備・機器の修繕・据付工事・維持管理等

当社の連結子会社は、上記重要な子会社の状況に記載の1社であります。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（令和7年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職状況
代表取締役社長	宮 川 多 正	
専務取締役	神 田 礼 司	経営企画室、管理本部担当 (株)前澤エンジニアリングサービス取締役副社長
常務取締役	濱 野 茂 樹	環境事業本部長兼海外推進室担当
常務取締役	手 塚 正 三	バルブ事業本部長
取締役	瀬 尾 比良久	環境事業本部副本部長兼安全品質統括部長
取締役	園 山 佐和子	公益社団法人東京都専修学校各種学校協会監事 佐藤法律会計事務所弁護士
取締役	細 田 隆	Y & P 法律事務所弁護士 株式会社ロココ社外監査役 株式会社 J P M C 社外取締役
取締役	笠 松 重 保	
常勤監査役	井 上 照 孝	
監査役	御 山 義 明	御山義明法律事務所所長
監査役	金 塚 厚 樹	金塚厚樹公認会計士事務所所長 T Y 監査法人社員
監査役	増 田 文 香	増田労務管理事務所所長 埼玉県社会保険労務士会川口支部役員 埼玉県社会保険労務士会理事 埼玉 S R 経営労務センター監事

- (注) 1. 取締役 園山佐和子、細田 隆、笠松重保の各氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 御山義明、金塚厚樹、増田文香の各氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役 園山佐和子、細田 隆、笠松重保、監査役 御山義明、金塚厚樹、増田文香の各氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
 4. 監査役 金塚厚樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
 6. 武内正一氏は、令和6年8月29日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
 7. 当社は、執行役員制度を導入しており、各執行役員は次のとおりであります。
- | | | |
|--------|-------|-----------------------------|
| 上席執行役員 | 菊地 和信 | 管理本部長 |
| 上席執行役員 | 都倉 剛 | バルブ事業本部埼玉製造所長 |
| 上席執行役員 | 海野 隆輝 | バルブ事業本部副本部長兼バルブ事業部長 |
| 執行役員 | 中谷 啓司 | 管理本部副本部長兼総務部長 |
| 執行役員 | 大澤 裕志 | 環境事業本部環境 R & D 推進室長、海外推進室兼務 |
| 執行役員 | 田中 明広 | 経営企画室長 |
| 執行役員 | 中澤 雅澄 | 環境事業本部環境ソリューション事業部長 |
| 執行役員 | 小原 貞伸 | 環境事業本部プラント建設事業部長兼調達部長 |

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、「役員個人の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）」を、令和3年8月27日開催の取締役会の決議により定めております。

ア. 基本方針

取締役および監査役の報酬等については、その職責の対価として適切なものとなるよう、会社業績や職務の内容・執行状況のほか、上場会社を中心とした他企業の報酬水準などを総合勘案のうえ、透明性、公平性、客観性をもって決定します。

イ. 取締役の報酬等

a. 取締役の個人別の報酬等の決定方針および決定方法

業務執行取締役の報酬等は、株主の中長期的な利益に連動するとともに、当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、公正かつバランスの取れた報酬とするため、基本報酬および賞与、そして株式給付信託を用いた株式報酬により構成します。

その他の取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬のみとします。

個別具体的な業務執行取締役の報酬等およびその他の取締役の報酬の額は、透明性、公平性、客観性を確保するために、社外取締役を議長とする「報酬諮問委員会」による取締役会への勧告に基づき、取締役会の決議により決定します。

b. 取締役の基本報酬および賞与の額の決定方針

・基本報酬

業務執行取締役およびその他の取締役の基本報酬は、役位別の職務・職責に基づき、他社の報酬水準、当社の業績、使用人の給与水準を総合的に勘案して決定し、月例の固定報酬として現金支給します。

・賞与

業務執行取締役の賞与は、単年度業績に連動する算定方法に基づき算出された額を以て決定し、毎年、一定の時期に現金支給します。

なお、賞与に係る指標は、連結営業利益および単体営業利益であり、当該指標を選択している理由は、本業で創出した利益を表すものであり、業務執行取締役の活動成果を明確に反映しているためであります。

c. 業務執行取締役の非金銭報酬の額等の決定方針

業務執行取締役の株式給付信託を用いた株式報酬は、役員株式給付規程に基づく中長期業績連動報酬であり、事業年度ごとに業務執行取締役の役位および業績達成度に応じて定まる数のポイントを付与し、当該業務執行取締役の退任時に受益者要件を満たした場合に確定ポイント数に応じた数の当社株式および一部現金を給付します。

なお、当該株式報酬に係る指標は、連結営業利益および単体営業利益、担当部門営業利益であり、当該指標を選択している理由は、本業で創出した利益を表すものであり、業務執行取締役の活動成果を明確に反映しているためであります。

d. 取締役の基本報酬および賞与、非金銭報酬の額の構成割合の決定方針

取締役の基本報酬および賞与、非金銭報酬の額の構成割合については、基準となる業績達成時に次表のとおりとなるように設計しております。

(単位：%)

	基本報酬	賞与	非金銭報酬 (株式報酬)
業務執行取締役	75	10	15
その他の取締役	100	—	—

※当事業年度に係る指標の実績は以下のとおりです。

連結営業利益：4,654百万円 単体営業利益：1,552百万円

ウ. 監査役の報酬

監査役の報酬は、基本報酬のみとし、監査役の協議により決定します。

- ② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個別具体的な業務執行取締役の報酬等およびその他の取締役の報酬の額は、透明性、公平性、客観性を確保するために、社外取締役を議長とする「報酬諮問委員会」による取締役会への勧告に基づき、取締役会の決議により決定されているため、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

- ③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

業務執行取締役の基本報酬および賞与、その他の取締役の基本報酬を合わせた報酬限度額は、令和3年8月27日開催の第75回定時株主総会において年額220百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。第75回定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）です。

また、業務執行取締役の基本報酬および賞与、その他の取締役の基本報酬を合わせた報酬限度額とは別枠として、業務執行取締役の株式給付信託を用いた株式報酬については、令和2年8月28日開催の第74回定時株主総会において信託期間である3年間で120百万円を上限に資金を信託に拠出する旨の決議を、また、令和3年8月27日開催の第75回定時株主総会において、業務執行取締役に対して交付が行われる当社株式（付与するポイント）の上限を1事業年度当たり89,000ポイントとする旨の決議をいただいております。（なお、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます。）第75回定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

なお、監査役の報酬限度額は、平成19年8月30日開催の第61回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。第61回定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は3名）です。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員 (名)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			報酬等の総額 (百万円)
		基本報酬	業績連動報酬		
			賞 与	非金銭報酬 (株式報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	8 (3)	157 (18)	8 (-)	40 (-)	206 (18)
監査役 (うち社外監査役)	5 (4)	26 (11)	—	—	26 (11)
合 計 (うち社外役員)	13 (7)	183 (29)	8 (-)	40 (-)	232 (29)

- (注) 1. 使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。
 2. 非金銭報酬（株式報酬）については、令和2年8月28日開催の第74回定時株主総会の決議において導入した業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」に基づき、当事業年度中に費用計上した額を記載しております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(令和7年5月31日現在)

科 目	金 額 百万円	科 目	金 額 百万円
(資産の部)	42,661	(負債の部)	12,742
流動資産	29,903	流動負債	10,171
現金及び預金	10,342	支払手形及び買掛金	1,388
受取手形、売掛金及び契約資産	4,277	電子記録債務	1,315
電子記録債権	5,192	1年内返済予定の長期借入金	680
有価証券	2,995	リース債務	55
商品及び製品	2,916	未払金	1,496
仕掛品	2,483	未払法人税等	1,045
原材料及び貯蔵品	1,454	契約負債	2,537
その他	244	役員賞与引当金	16
貸倒引当金	△2	工事損失引当金	19
		完成工事補償引当金	54
		その他	1,563
固定資産	12,757	固定負債	2,570
有形固定資産	7,788	長期借入金	1,503
建物及び構築物	1,828	リース債務	184
機械装置及び運搬具	1,079	繰延税金負債	243
工具、器具及び備品	715	完成工事補償引当金	30
土地	3,566	役員株式給付引当金	255
建設仮勘定	598	従業員株式給付引当金	16
		退職給付に係る負債	332
無形固定資産	471	長期未払金	4
投資その他の資産	4,497	(純資産の部)	29,919
投資有価証券	4,198	株主資本	28,300
長期貸付金	9	資本金	5,233
長期前払費用	25	資本剰余金	4,794
繰延税金資産	49	利益剰余金	20,017
その他	221	自己株式	△1,745
貸倒引当金	△6	その他の包括利益累計額	1,619
		その他有価証券評価差額金	1,619
資産合計	42,661	負債及び純資産合計	42,661

連結損益計算書

(令和6年6月1日から
令和7年5月31日まで)

科 目	金 額
高価 上原	37,499
売上	26,234
総利	11,265
販売費及び一般管理費	6,611
営業利益	4,654
営業外収	
受取利息	2
受取配当金	127
業務受託料	4
その他の収	12
営業外費用	147
支払利息	27
売上割引	3
その他の費用	1
経常利益	32
特別利益	4,768
固定資産売却益	0
特別損	0
固定資産除却損	182
固定資産売却損	4
税金等調整前当期純利益	186
法人税、住民税及び事業税	1,492
法人税等調整額	12
当期純利益	1,504
親会社株主に帰属する当期純利益	3,077

百万円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和7年7月9日

前澤工業株式会社
取締役会御中

S K 東京監査法人

東京都中央区日本橋本町三丁目4番5号
PMO日本橋三越前9階

指定社員 公認会計士 江部 安弘
業務執行社員

指定社員 公認会計士 川田 圭介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、前澤工業株式会社の令和6年6月1日から令和7年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかの注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和7年7月9日

前澤工業株式会社
取締役会 御中

S K 東京監査法人

東京都中央区日本橋本町三丁目4番5号
PMO日本橋三越前9階

指定社員 公認会計士 江部 安弘
業務執行社員

指定社員 公認会計士 川田 圭介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、前澤工業株式会社の令和6年6月1日から令和7年5月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人S K東京監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人S K東京監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人S K東京監査法人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、S K東京監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人S K東京監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人S K東京監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和7年7月10日

前澤工業株式会社 監査役会

常勤監査役 井 上 照 孝 ㊟

監 査 役 御 山 義 明 ㊟

監 査 役 金 塚 厚 樹 ㊟

監 査 役 増 田 文 香 ㊟

(注) 監査役 御山義明、監査役 金塚厚樹および監査役 増田文香は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

第79回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

【事業報告】

- 企業集団の現況に関する事項
 - 主要な事業内容
 - 主要な営業所および工場
 - 従業員の状況
 - 主要な借入先
 - その他企業集団の現況に関する重要な事項
- 会社の株式に関する事項
- 会社の新株予約権等に関する事項
- 会社役員に関する事項
 - 責任限定契約の内容の概要
 - 補償契約の内容の概要
 - 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- 社外役員に関する事項
- 会計監査人に関する事項
- 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

【連結計算書類】

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

【計算書類】

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

前 澤 工 業 株 式 会 社

上記事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

【事業報告】

企業集団の現況に関する事項

■ 主要な事業内容（令和7年5月31日現在）

当社グループは、上下水道用水処理機械設備・産業用水処理機械設備・有機性廃棄物資源化設備などの製造・販売・修繕・維持管理・運営をもとに、環境関連分野の社会資本整備、浄化事業に取り組んでおります。

■ 主要な営業所および工場（令和7年5月31日現在）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本店所在地	東京都中央区	新潟営業所	新潟市
本社	川口市	茨城営業所	水戸市
環境事業本部	川口市	東京支店	東京都中央区
パルプ事業本部	川口市	横浜支店	横浜市
埼玉製造所	幸手市	名古屋支店	名古屋市
北海道支店	札幌市	大阪支店	大阪市
東北支店	仙台市	中国支店	広島市
北関東支店	川口市	九州支店	福岡市
(株)前澤エンジニアリングサービス	川口市		

■ 従業員の状況（令和7年5月31日現在）

① 当社グループ

従 業 員 数 (名)		前期末比増減	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
男性	845	5名減	45.8	15.8
女性	203	7名増	42.6	16.0
計・平均	1,048	2名増	45.2	15.8

② 当社

従 業 員 数 (名)		前期末比増減	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
男性	584	4名減	46.4	17.3
女性	161	2名増	43.1	17.1
計・平均	745	2名減	45.7	17.2

■ 主要な借入先（令和7年5月31日現在）

① 当社

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	990
株式会社日本政策投資銀行	300
三井住友信託銀行株式会社	200
株式会社りそな銀行	100
株式会社三菱UFJ銀行	100
株式会社武蔵野銀行	100

② 子会社

借入先	借入額 (百万円)
株式会社武蔵野銀行	233
株式会社滋賀銀行	100
株式会社みずほ銀行	60

■ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の株式に関する事項（令和7年5月31日現在）

■ 発行可能株式総数	80,000,000株
■ 発行済株式の総数	20,790,248株（自己株式2,702,197株含む）
■ 当期末株主数	9,151名

■ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
公益財団法人前澤育英財団	1,287	7.11
前澤化成工業株式会社	1,229	6.79
前澤工業取引先持株会	1,222	6.76
前澤給装工業株式会社	1,198	6.62
株式会社みずほ銀行	721	3.98
光通信株式会社	668	3.69
株式会社大成機工インターナショナル	641	3.54
重田 康光	601	3.32
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	487	2.69
明治安田生命保険相互会社	459	2.53

- (注) 1. 当社は自己株式2,702千株を保有しておりますが、上記には含めておりません。また、持株比率は自己株式（2,702千株）を控除して計算しております。
2. 自己株式には株式給付信託（BBTおよびJ-ESOP）の信託財産として信託が保有する当社株式487千株は含まれておりません。

■ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	－ 株	－ 名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載のとおりであります。

■ その他株式に関する重要な事項

- ①当社は、令和6年7月11日開催の取締役会にて、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定および定款第7条の定めに基づく自己株式の取得および処分を決議し、同年7月19日から8月20日の間、市場の取引により250,000株の自己株式を総額342百万円で取得し、同年9月10日付で消却いたしました。
- ②当社は、令和6年10月15日開催の取締役会にて、株式給付信託（BBT）への追加拠出および株式給付信託（J-ESOP）の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分を決議し、同年10月31日に第三者割当により161,491株の自己株式を総額193百万円で処分いたしました。

会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会社役員に関する事項

■ 責任限定契約の内容の概要

取締役 園山佐和子、細田 隆、笠松重保、常勤監査役 井上照孝、監査役 御山義明、金塚厚樹、増田文香の各氏と当社とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定している最低責任限度額としております。

■ 補償契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役の全員との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

また、補償の要否およびその範囲等について、職務の適正性が損なわれないようにするための措置として取締役会が判断を行うこととしております。

■ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、株主代表訴訟等の訴訟が提起された場合に、被保険者が負担することとなる争訟費用および第三者に対する損害賠償金等の損害を填補することとしております。

ただし、故意または重過失に起因して生じた損害は当該保険契約によって補填されないなど一定の免責事由があります。

また、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

■ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取締役	園 山 佐和子	当期開催の取締役会15回全てに出席し、必要に応じ弁護士としての専門的見地から発言を行っております。 また、当期開催の指名諮問委員会2回全てに出席し議長を務めるとともに、報酬諮問委員会5回全てに、独立社外役員会議2回全てに出席しております。

地 位	氏 名	主な活動状況
取締役	細 田 隆	当期開催の取締役会15回全てに出席し、必要に応じ経営的な見地から発言を行っております。 また、当期開催の報酬諮問委員会5回全てに出席し議長を務めるとともに、指名諮問委員会2回全てに、独立社外役員会議2回全てに出席しております。
取締役	笠 松 重 保	当期開催の取締役会15回全てに出席し、必要に応じ経営的な見地から発言を行っております。 また、当期開催の指名諮問委員会2回全てに、報酬諮問委員会5回全てに出席するとともに、独立社外役員会議2回全てに出席し議長を務めております。
監査役	御 山 義 明	当期開催の取締役会15回全てに、監査役会14回全てに出席し、必要に応じ弁護士としての専門的見地から発言を行っております。 また、当期開催の独立社外役員会議2回全てに出席しております。
監査役	金 塚 厚 樹	当期開催の取締役会15回全てに、監査役会14回全てに出席し、必要に応じ公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。 また、当期開催の独立社外役員会議2回全てに出席しております。
監査役	増 田 文 香	当期開催の取締役会15回、監査役会14回のうち監査役就任後に開催された取締役会11回全てに、監査役会11回全てに出席し、必要に応じ社会保険労務士としての専門的見地から発言を行っております。 また、当期開催の独立社外役員会議2回全てに出席しております。

会計監査人に関する事項

■ 会計監査人の名称

S K 東京監査法人

■ 会計監査人の報酬等および監査役会が同意した理由

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額
35百万円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
35百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額は合計額で記載しております。

③ 監査役会が同意した理由

会計監査人である S K 東京監査法人から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算定方法は、タイムチャージ方式によるもので、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的であると判断いたしました。

■ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

■ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

監査役会は、次のいずれかに該当し、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定いたします。

- ① 会社法、公認会計士法等の法令違反により処分を受けた場合
- ② 会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の要素の観点から監査を遂行するに不十分であると判断された場合
- ③ 監査契約を継続しない旨の通知を受けた場合

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

■ 内部統制システムに係る基本方針

当社および子会社から成る企業集団は、業務の適正と効率を確保するために必要な体制（以下、内部統制システムという）が適正に整備、運用されていることが良質な企業統治体制の確立のために必要不可欠であることを認識し、会社法、金融商品取引法および株式会社東京証券取引所が定める上場ルール、ならびに企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等に基づき、以下のとおり、内部統制システムに係る基本方針を定め、この方針の下で同システムの整備、運用を図っております。

当社および子会社から成る企業集団は、社会経済情勢その他環境の変化に応じて適時適切に見直しを行い、その充実を図ってまいります。

①取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

(ア) 当社は、取締役および使用人に対し、法令および定款、社内諸規程を厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な職務執行のための要諦である企業行動規範（私たちの行動ルール）を浸透させる。

当社は、コンプライアンス委員会規程を根拠規程として、代表取締役社長および役付取締役、社外の弁護士を以って社内遵法体制推進の最高機関であるコンプライアンス

委員会を設置し、これに当社事業活動の法令および定款、社内規程との整合、企業倫理に係る重要施策の決定、取締役および使用人への周知徹底と教育、内部者通報の受理、発生事案に対する原因の究明、未然防止および再発防止の徹底等の機能を果たさせ、倫理法令遵守を重視する企業風土を醸成する。

当社は、コンプライアンス委員会事務局である法務・監査部（法務担当）に、法務相談管理規程に基づき、各分掌業務所管組織部署からの法務相談を取り扱う役割を果たさせ、当社事業活動におけるコンプライアンス上の疑義によるリスクの顕在化および拡大の未然防止と早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

- (イ) 当社は、内部監査規程に基づき、法務・監査部（監査担当）に、内部監査部門として執行部門からの独立性を確保して内部監査を実施させ、その結果を代表取締役社長に報告させ、早期の問題事案把握、対策実施を講じる。
- (ウ) 当社は、取締役および使用人が、不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、直ちに職制を通じて代表取締役社長および取締役会に報告させ、あわせて遅滞なく監査役に報告させ、早期の問題事案把握、対策実施を講じる。
- (エ) 当社は、企業倫理ヘルプライン規程に基づき企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）を設置し、取締役および使用人による不正の行為または法令もしくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを介さずにコンプライアンス委員会へ報告できる体制を敷き、コンプライアンス体制の機能を補完する。
- (オ) 監査役は、コンプライアンス体制に問題があると認めるときは、取締役および使用人に対して意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（情報保存管理体制）

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令および文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて、定められた期間の適切かつ確実に検索性の高い状態での保存、および期間満了後の廃棄に至るまでを管理する。

なお、保存中の当該情報は閲覧謄写可能な状態を維持する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

(ア) 当社は、当社の業務執行に係るリスクに係る合理的な管理体制として、リスクマネジメント委員会規程を根拠規程とするリスクマネジメント委員会を設置する。

同委員会は、代表取締役社長および役付取締役を以って構成し、当社企業価値の向上、事業の持続性に資する。

- (イ) 当社は、経営に重大な影響を与える事態が生じた場合には、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、社外の弁護士等の外部アドバイザーチームと連携し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）
- (ア) 当社は、取締役会規程に基づき、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。取締役会において審議される事項については、取締役会の開催に先立ち、経営会議規程に基づき構成される経営会議において起案者を出席させ議論を行い、その過程を経て取締役会に対し当該事項を議案として上程する。
- 取締役会は、経営資源の適正かつ合理的な配分等を考慮の上、審議事項の議決を行う。また、取締役会では、定期的に取り締りが担当する職務執行状況の報告を為し、取締役の相互においてその妥当性および効率性の監督を行う。
- (イ) 当社は、取締役会の決定事項について、組織規程、執行役員規程、職務権限規程、業務分掌規程および各業務規程に基づき、担当の職務執行者の権限と責任を明らかにし、組織的かつ効率的に執行を図る。
- ⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）
- ⑤-1. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社は、関連企業管理規程に基づき、子会社の事業運営について、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項および当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングする。
- 取締役は、子会社において、不正の行為または法令および当該子会社の定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、代表取締役社長および取締役会に報告し、あわせて遅滞なく監査役に報告する。
- ⑤-2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (ア) 当社は、リスクマネジメント委員会規程を根拠規程として設置するリスクマネジメント委員会に、子会社の業務執行に係るリスクを含めた、合理的なリスク管理体制としての機能を持たせ、企業価値の向上、事業の持続性に資する体制を構築する。
- (イ) 当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態が生じた場合には、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、社外の弁護士等の外部アドバイザーチームと連携し、迅速な対応を行い、子会社の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。

⑤-3. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 当社は、子会社が子会社の取締役会規程に基づき、子会社取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することを以って、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

子会社取締役会において審議される一定の事項については、子会社取締役会の開催に先立ち、当社と起案者が議論を行い、子会社は当社の合議または承認を得る。この過程を経て、子会社は子会社取締役会に対し当該事項を議案として上程し、経営資源の適正かつ合理的な配分等を考慮の上、審議事項の議決を行う。

また、子会社取締役会では、定期的に子会社の各取締役が担当する職務執行状況の報告を為し、子会社取締役の相互においてその妥当性および効率性の監督を行う。

(イ) 当社は、子会社取締役会の決定事項について、子会社における組織規程、職務権限規程、業務分掌規程および各業務規程に基づき、子会社に担当の職務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な執行の監督を行う。

⑤-4. 子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社は、子会社の取締役および使用人に対し、法令および定款、社内諸規程を厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な職務執行のための要諦である企業行動規範（私たちの行動ルール）を浸透させる。

当社は、子会社のコンプライアンス委員会規程を根拠規程として、子会社取締役全員を以って構成する社内遵法体制推進の最高機関であるコンプライアンス委員会を設置し、これに子会社事業活動の法令および定款、社内規程との整合、企業倫理に係る重要施策の決定、取締役および使用人への周知徹底と教育、内部者通報の受理、発生事案に対する原因の究明、未然防止および再発防止の徹底等の機能を果たさせ、倫理法令遵守を重視する企業風土を醸成する。

当社は、法務・監査部（法務担当）に、子会社の法務相談管理規程に基づき、各分掌業務所管組織部署からの法務相談を取り扱う役割を果たさせ、子会社事業活動におけるコンプライアンス上の疑義によるリスクの顕在化および拡大の未然防止と早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

(イ) 当社は、内部監査規程に基づき、法務・監査部（監査担当）に、内部監査部門として執行部門からの独立性を確保して子会社の内部監査を実施させ、その結果を当社および子会社の代表取締役社長に報告させ、早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

(ウ) 当社は、子会社の取締役および使用人が、不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、

直ちに職制を通じて当社代表取締役社長および当社監査役に報告させ、早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

(エ) 当社は、子会社の企業倫理ヘルプライン規程に基づき子会社に企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）を設置し、子会社の取締役および使用人による不正の行為または法令もしくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを介さずに子会社コンプライアンス委員会へ報告できる体制を敷き、コンプライアンス体制の機能を補完する。

(オ) 当社および子会社監査役は、コンプライアンス体制に問題があると認めるときは、子会社の取締役および使用人に対して意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(ア) 当社は、コーポレートガバナンスの進展を鑑み、監査役監査の実効性をより一層高めることを目的として、監査役の事務スタッフ組織である監査役室を設置する。

(イ) 監査役室のすべての活動は、監査役下命によるものであり、取締役の指揮命令系統から独立する。

(ウ) 監査役室所属員の人事異動、人事評価、懲戒処分等に際しては監査役の同意を要する。

⑦ 監査役への報告に関する体制

⑦-1. 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制

(ア) 当社は、監査役会への報告管理規程に基づき、取締役および使用人に対して、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項を把握した際は、監査役からの要求がない場合であっても、速やかに監査役会に報告する義務を課す。

取締役は、取締役会においてもあわせて監査役に対しての報告の機会をもつ。

上記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告および説明を求めることができる。

(イ) 当社は、企業倫理ヘルプライン規程に基づく企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）の運用を図ることにより、不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、監査役への適切な報告を確保する。

⑦-2. 子会社の取締役・監査役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

(ア) 当社は、監査役会への報告管理規程および関連企業管理規程に基づき、子会社の取締

役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者に対して、当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項を把握した際は、当社監査役からの要求がない場合であっても、速やかに当社監査役会に報告する義務を課す。

子会社取締役は、当該子会社取締役会において当該子会社監査役に対する報告の機会があり、当該子会社監査役を通じて当社監査役へ報告することもできる。

上記にかかわらず、当社監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役、監査役および使用人に対して報告および説明を求めることができる。

- (イ) 当社は、子会社の企業倫理ヘルプライン規程に基づく企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）の運用を図ることにより、当該子会社における不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、当社監査役への適切な報告を確保する。
- ⑦-3. 監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役監査基準および監査役会への報告管理規程の趣旨に基づき、監査役に対する報告が通常の職制ルートによるものであるか否かを問わず、監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者（その所属が当社であるか子会社であるかを問わない。）に対し、作為不作為、有形無形を問わず一切の不利益な取扱いをしない。
- ⑧監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役が法令および監査役監査基準に基づく監査役職務を執行することで生ずる費用の前払または支出した費用や利息の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行に必要なでないことを証明しない限り、これを負担する。
- ⑨その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役監査の実効性を高めるため、監査役による取締役および使用人（子会社の取締役・監査役・使用人を含む）からの個別ヒヤリングの機会、ならびに、監査役による代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門のそれぞれとの間の定期的な意見交換の機会を設ける。
- ⑩財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
 - (ア) 当社は、金融商品取引法および内閣府令が要請する財務計算に関する書類その他の情報の信頼性と適正性を確保する体制について、必要かつ適切なシステムを整備し、運用する。
 - (イ) 取締役会は、それらが適切に整備および運用されていることを監督する。
 - (ウ) 監査役は、それらの整備および運用状況を監視し検証する。

⑪反社会的勢力による被害を防止するための体制

- (ア) 当社および子会社から成る企業集団は、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で組織的に対処し、あらゆる関係を遮断する。
- (イ) 当社および子会社から成る企業集団は、当社法務・監査部（法務担当）を反社会的勢力との関係遮断のための統括部署とし、マニュアルの策定、研修を実施させ、発生事案については、当事者部署と連携し臨機に対応させる。
加えて、各営業店等に暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者を設置し、連携を図る。
- (ウ) 当社および子会社から成る企業集団は、反社会的勢力による不当要求につき、適切な拒絶、排除対応を図るため、平素より所轄の警察署や暴力追放推進センター、法律顧問等の外部専門機関との緊密な関係を確保し、情報の共有を図る。

■ 当社における基本方針の運用状況の概要

当社および子会社から成る企業集団が整備している内部統制システムにおける当期（令和6年6月1日から令和7年5月31日まで）の運用状況は、以下のとおりです。

①取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

当社は、取締役および使用人に対し、企業行動規範（私たちの行動ルール）を、コンプライアンス研修会の開催等により周知させ、浸透させている。

また、コンプライアンス委員会規程を根拠規程として、コンプライアンス委員会を2カ月に1回以上定例的に開催しており、当期は10回開催した。

コンプライアンス委員会事務局である法務・監査部（法務担当）は、法務相談管理規程に基づき、各分掌業務所管組織部署からの法務相談を取り扱う役割を果たしており、当社事業活動におけるコンプライアンス上の疑義によるリスクの顕在化および拡大の未然防止と早期の問題事案把握に努めている。

法務・監査部（監査担当）は、内部監査規程に基づき、内部監査部門として執行部門からの独立性を確保して内部監査を実施するとともに、その結果を代表取締役社長、取締役会、監査役会へそれぞれ報告するなど、早期の問題事案把握に努めている。

加えて、当社は、企業倫理ヘルプライン規程に基づき企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）を設置し、取締役および使用人による不正の行為または法令もしくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを介さずにコンプライアンス委員会へ報告できる体制を敷き、コンプライアンス体制の機能を補完している。

- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（情報保存管理体制）
当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令および文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて、定められた期間の適切かつ確実に検索性の高い状態での保存、および期間満了後の廃棄に至るまでを適正に管理している。
加えて、保存中の当該情報を閲覧謄写可能な状態で適正に維持している。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）
当社は、リスクマネジメント委員会規程を根拠規程として、リスクマネジメント委員会を2カ月に1回以上定例的に開催しており、当期は10回開催した。
同委員会は、代表取締役社長および役付取締役を以って構成し、当社企業価値の向上、事業の持続性に資する議論を展開している。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）
当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しており、当期は15回開催した。
取締役会において審議される事項については、取締役会の開催に先立ち、経営会議規程に基づき構成される経営会議において起案者を出席させ議論を行い、取締役会に対し当該事項を議案として上程している。
その過程を経て、取締役会は、経営資源の適正かつ合理的な配分等を考慮の上、審議事項の議決を行っている。
また、取締役会では、定期的にと取締役が担当する職務執行状況の報告を為し、取締役の相互においてその妥当性および効率性の監督を行っている。
取締役会の決定事項については、組織規程、執行役員規程、職務権限規程、業務分掌規程および各業務規程に基づき、担当の職務執行者の権限と責任を明らかにし、組織的かつ効率的にその執行を図っている。
- ⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）
- ⑤-1. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、関連企業管理規程に基づき、子会社の事業運営について、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項および当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングしている。
- ⑤-2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスクマネジメント委員会規程を根拠規程として設置するリスクマネジメント委員会において、子会社の業務執行に係るリスクも含めて取り扱うことにより、合理的なリスク管理体制を構築している。

- ⑤-3. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の取締役会規程に基づき、月1回定時のほか、必要に応じた適宜臨時も含めて当期19回の子会社取締役会の開催を以って、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保している。

子会社取締役会において審議される一定の事項については、子会社取締役会の開催に先立ち、当社と起案者が議論を行い、子会社は当社の合議または承認を得ることとし、この過程を経て、子会社は子会社取締役会に対し当該事項を議案として上程し、経営資源の適正かつ合理的な配分等を考慮の上、審議事項の議決を行っている。

また、子会社取締役会では、定期的に子会社の各取締役が担当する職務執行状況の報告を為し、子会社取締役の相互においてその妥当性および効率性の監督を行っている。当社は、子会社取締役会の決定事項について、子会社における組織規程、職務権限規程、業務分掌規程および各業務規程に基づき、子会社に担当の職務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な執行の監督を行っている。

- ⑤-4. 子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社の取締役および使用人に対し、企業行動規範(私たちの行動ルール)を、コンプライアンス研修会の開催等により周知させ、浸透させている。

また、子会社のコンプライアンス委員会規程を根拠規程として、子会社においてもコンプライアンス委員会を開催しており、当期は4回開催した。

当社法務・監査部(法務担当)は、子会社の法務相談管理規程に基づき、各分掌業務所管組織部署からの法務相談を取り扱い、子会社事業活動におけるコンプライアンス上の疑義によるリスクの顕在化および拡大の未然防止と早期の問題事案把握に努めている。

当社法務・監査部(監査担当)は、内部監査規程に基づき、内部監査部門として執行部門からの独立性を確保して子会社の内部監査を実施するとともに、その結果を当社および子会社の代表取締役社長に報告するなど、早期の問題事案把握に努めている。

加えて、当社は、子会社の企業倫理ヘルプライン規程に基づき子会社に企業倫理ヘルプライン(内部者通報システム)を設置し、子会社の取締役および使用人による不正の行為または法令もしくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを介さずに子会社コンプライアンス委員会へ報告できる体制を敷き、コンプライアンス体制の機能を補完している。

- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、コーポレートガバナンスの進展を鑑み、監査役監査の実効性をより一層高めることを目的として、監査役の事務スタッフ組織である監査役室を設置している。

監査役室のすべての活動は、監査役下命によるもので、取締役の指揮命令系統から独立しており、当該監査役室所属員の人事異動・人事評価等は、その都度、監査役の同意手続を経ている。

- ⑦監査役への報告に関する体制

- ⑦-1. 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制

当社は、監査役会への報告管理規程に基づき、取締役および使用人に対して、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項を把握した際は、監査役からの要求がない場合であっても、速やかに監査役会に報告する義務を課している。

加えて、取締役が、取締役会においてもあわせて監査役に対して報告する機会を確保しており、監査役がいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告および説明を求めることができる体制も確保している。

また、企業倫理ヘルプライン規程に基づく企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）の運用を図ることにより、不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、監査役へ適切に報告する体制を確保している。

- ⑦-2. 子会社の取締役・監査役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

当社は、監査役会への報告管理規程および関連企業管理規程に基づき、子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者に対して、当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項を把握した際は、当社監査役からの要求がない場合であっても、速やかに当社監査役会に報告する義務を課している。

加えて、子会社取締役が、当該子会社取締役会において当該子会社監査役に対して報告する機会を確保しており、当該子会社監査役を通じて当社監査役に報告することができ、かつ、当社監査役がいつでも必要に応じて、子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者に対して報告および説明を求めることができる体制も確保している。

また、当社は、子会社の企業倫理ヘルプライン規程に基づく企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）の運用を図ることにより、当該子会社における不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、当社監査役へ適切に報告する体制を確保している。

- ⑦-3. 監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役監査基準および監査役会への報告管理規程の趣旨に基づき、監査役に対する報告が通常の職制ルートによるものであるか否かを問わず、監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者（その所属が当社であるか子会社であるかを問わない）に対し、作為不作為、有形無形を問わず一切の不利益な取扱いをしていない。
- ⑧監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役職務の執行について生じる費用を支弁するための相当額を年度予算に計上しており、監査役が法令および監査役監査基準に基づき執行される監査役職務で生ずる費用の前払または支出した費用や利息の償還、負担した債務の弁済につき、その費用等が監査役職務の執行に必要なでないことを証明しない限り、これを適正に負担している。
- ⑨その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役（会）が定期的および随時に実施する取締役および使用人（子会社の取締役・監査役・使用人を含む）に対する個別ヒヤリングならびに定期的な実施する代表取締役社長との意見交換につき、全面的に協力している。
また、監査役および子会社監査役・会計監査人・内部監査部門（法務・監査部（監査担当））との三様監査体制を通じて、監査役監査が実効的に行われるよう適正に対応している。
- ⑩財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
当社は、財務報告に係る内部統制の有効性評価活動管理規程に基づき、内部統制評価委員会を定例的に開催しており、当期は10回開催した。
同委員会は、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性と適正性を確保する体制の整備と運用の状況について、厳格な評価を実施している。
当該評価結果等については、金融商品取引法上の監査人による監査および取締役会による検証、監査役監査を経て、法令所定の手続きにより、内部統制報告書として適正に開示している。
- ⑪反社会的勢力による被害を防止するための体制
当社および子会社から成る企業集団は、反社会的勢力対応の組織的対処のための統括部署を当社法務・監査部（法務担当）とし、各営業店等には暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者を設置し、緊密な関係体制を構築している。
当社法務・監査部（法務担当）は、当社および子会社から成る企業集団の各部門部署に対して、不当要求対策のマニュアルを提供するとともに、実務者研修を実施し、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で組織的に対処し、あらゆる関係を遮断している。
当社法務・監査部（法務担当）は、平素より所轄の警察署や暴力追放推進センター、法律顧問等の外部専門機関との緊密な関係を確保し、反社会的勢力に関する情報の共有を適正に図っている。

連結株主資本等変動計算書

(令和6年6月1日から
令和7年5月31日まで)

	株 主 資 本					その他の 包括利益 累計額	純 資 産 計 合 計
	資 本 金	資 剩 余 金	利 益 余 金	自己株式	株主資本計 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	百万円 5,233	百万円 4,794	百万円 17,686	百万円 △1,427	百万円 26,287	百万円 1,608	百万円 27,895
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△725		△725		△725
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,077		3,077		3,077
自己株式の取得				△535	△535		△535
自己株式の処分		109		86	195		195
自己株式の消却		△109	△21	130	-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						11	11
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,331	△318	2,012	11	2,023
当 期 末 残 高	5,233	4,794	20,017	△1,745	28,300	1,619	29,919

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|----------------|---|
| (1) 連結子会社の数 | 1社 |
| 連結子会社の名称 | (株)前澤エンジニアリングサービス |
| (2) 主要な非連結子会社名 | (株)ウォータック北海道 |
| 連結の範囲から除いた理由 | 同社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|---|---|
| (1) 持分法を適用した非連結子会社数 | 該当会社はありません。 |
| (2) 持分法を適用した関連会社数 | 該当会社はありません。 |
| (3) 持分法を適用しない非連結子会社及び
関連会社のうち主要な会社等の名称 | (株)ウォータック北海道
PFI大久保テクノロジー(株) |
| 持分法を適用しない理由 | 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。 |

3. 会計方針に関する事項

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 | ①有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっております。 |
| | その他有価証券
・市場価格のない株式等以外のもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均 |

法により算定) によっております。

・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

主に、先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ただし、未成工事支出金については個別法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

旧定率法及び旧定額法によっております。

建物……旧定率法及び旧定額法

その他…旧定率法

（平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）については、旧定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～18年

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定

額法を採用しております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一
の方法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末の手持受注工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見込額を計上しております。

④完成工事補償引当金

完成工事等に係るかし担保の費用に備えるため、過去の一定期間における補償実績率に基づく将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。

⑤役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑥従業員株式給付引当金

従業員株式給付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

(顧客との契約から生じる売上高)

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

①環境事業及びメンテナンス事業における工事契約等

環境事業は、上下水道用水処理機械設備、産業用水処理機械設備、有機性廃棄物資源化設備等に関する事業を行っております。メンテナンス事業は、上下水道用水処理機械設備・機器の修繕・据付工事・維持管理等に関する事業を行っております。

これらの事業における工事請負契約等で、顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じる又は当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配するものは、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主として、各報告期間の期末日までの発生原価が、工事原価総額に占める割合(インプット法)

に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識することとしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

②バルブ事業における物品販売契約等

バルブ事業は、上下水道用弁・栓・門扉等に関する事業を行っております。

物品販売契約であり、製品に対する支配を顧客に移転し、履行義務を充足するのは、製品の引渡時点であると判断し、さらに、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が基本的には通常の間であるため、出荷時に収益を認識しております。

ただし、契約に複数の製品が含まれる物品販売取引のうち完納を履行義務とする取引については、当該契約に含まれるすべての製品の引き渡し完了した時点で収益を認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異及び過去勤務費用は発生した連結

会計年度に一括費用処理しております。

(6) その他連結計算書類作成のための
重要な事項

①グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針 第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(一定の期間にわたり履行義務を充足する収益認識)

①当連結会計年度計上額

	金額 (百万円)
売上高	15,948

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約等における収益認識は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主として、各報告期間の期末日までの発生原価が、工事原価総額に占める割合（インプット法）に基づいて行っております。

工事原価総額は、予期しない受注後の仕様変更、工期遅延、資材価格・工事費等の変動により、当初の見積りから変動することがあり、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(棚卸資産の評価)

①当連結会計年度計上額

	金額 (百万円)
商品及び製品	2,916
仕掛品	2,483
原材料及び貯蔵品	1,454

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価は、未成工事支出金を除き、主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

当連結会計年度末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって評価しており、正味売却価額につきましては、受注金額、出荷実績による販売価額をもとに算定しております。また、営業循環過程から外れた滞留または処分見込等の棚卸資産については、一定の率により帳簿価額を切り下げの方法によっております。

正味売却価額の見積り、滞留の可能性の判断等について、状況の変化が生じた場合には、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(退職給付債務の算定)

①当連結会計年度計上額

	金額 (百万円)
退職給付に係る負債	332

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を設けております。

退職給付に係る負債及び退職給付費用は、数理計算上の仮定に基づいて算出されております。これらの仮定には、割引率、年金資産の長期期待運用収益率、退職率、死亡率等が含まれております。

当社及び連結子会社は、使用した数理計算上の仮定は妥当なものとして判断しておりますが、仮定自体の変更により、退職給付に係る負債及び退職給付費用に影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(取締役等に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、令和2年8月28日開催の第74回定時株主

総会決議に基づき、令和2年10月26日より、当社の取締役（社外取締役を除きます。）および取締役を兼務しない執行役員ならびに当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

①本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社および当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、それぞれ264百万円、426,124株であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、令和6年7月11日開催の取締役会決議に基づき、令和6年10月31日より、対象役員と従業員が一丸となって株主の皆様と同じ目線に立ち、企業の持続的な成長に貢献する意識を高めることを目的として、「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

①本制度の概要

本制度は、一定の要件を満たした当社および子会社の従業員(以下「従業員」といいます。)に対して、当社および子会社が定めた「従業員株式給付規程」に基づき、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)を給付する仕組みです。

当社および子会社は、従業員に対し職位および当社の業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。なお、従業員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退職時となります。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、それぞれ73百万円、61,392株であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

下記の資産をPFI事業を営む当社出資会社の借入金の担保に供しております。

投資その他の資産	
その他（関係会社株式）	1百万円

また、下記の資産を1年内返済予定の長期借入金（360百万円）及び長期借入金（1,230百万円）の担保に供しております。

建物及び構築物	1,808百万円
土地	3,566百万円
投資有価証券	1,233百万円
合計	6,608百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,772百万円

3. 仕掛品及び工事損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係る仕掛品と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

工事損失引当金に対応する仕掛品の額	19百万円
-------------------	-------

4. 期末日満期手形等の処理

期末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形及び売掛金	76百万円
電子記録債権	211百万円

連結損益計算書に関する注記

- | | |
|------------------------------------|-------|
| 1. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額 | 44百万円 |
| 2. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額 | 22百万円 |

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- | | | |
|-----------------|-----------|-------------|
| 1. 発行済株式の種類及び総数 | 普通株式 | |
| | 当連結会計年度期首 | 21,040,248株 |
| | 当連結会計年度末 | 20,790,248株 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和6年8月29日 定時株主総会	普通株式	399百万円	22.00円	令和6年5月31日	令和6年8月30日
令和7年1月10日 取締役会	普通株式	325百万円	18.00円	令和6年11月30日	令和7年2月14日

(注) 令和6年8月29日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」制度に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

(注) 令和7年1月10日取締役会決議に基づく配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」及び「株式給付信託 (J-ESOP)」に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和7年8月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	542百万円	30.00円	令和7年5月31日	令和7年8月29日

(注) 令和7年8月28日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」及び「株式給付信託 (J-ESOP)」に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式に対する配当金14百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

なお、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、コマーシャルペーパー及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、短期借入金及び長期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、その大半は固定金利で調達しております。

これら営業債務、短期借入金及び長期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。((注2)を参照ください)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	4,092	4,092	—
資産計	4,092	4,092	—
(1) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	2,183	2,176	△7
負債計	2,183	2,176	△7

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「有価証券（コマーシャルペーパー）」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式	34
非上場株式	105
合計	140

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	4,092	—	—	4,092
資産計	4,092	—	—	4,092

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定 の長期借入金を含む）	—	2,176	—	2,176
負債計	—	2,176	—	2,176

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			
	環境事業	バルブ事業	メンテナンス事業	計
売上高				
一時点で移転される財	2,586	11,214	7,582	21,382
一定の期間にわたり移転 される財	11,132	—	4,984	16,117
顧客との契約から生じる収益	13,719	11,214	12,566	37,499
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	13,719	11,214	12,566	37,499

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (令和6年6月1日)	当連結会計年度末 (令和7年5月31日)
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	786	654
売掛金	2,332	1,940
契約資産	2,596	1,681
契約負債	2,600	2,537

契約資産は主に、工事契約において認識した収益のうち、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識したものであり、未請求のものであります。契約資産は、工事等が完了し、対価に対する権利が無条件になった時点で売掛金に振り替えられます。また、契約負債がある場合は相殺されます。

契約負債は主に、工事契約における顧客からの前受金であります。

当連結会計年度の期首における契約負債残高の多くは、当連結会計年度に収益として認識されております。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で未充足（または部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額は、32,097百万円であり、その多くは概ね1～3年以内に収益として認識されると見込まれます。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,699.94円
1株当たり当期純利益	174.43円

(注)「株式給付信託 (BBT)」及び「株式給付信託 (J-ESOP)」に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託 E □) が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数は、当連結会計年度末において、487,516株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、421,322株であります。

貸借対照表

(令和7年5月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	37,016	(負債の部)	9,691
流動資産	24,288	流動負債	7,418
現金及び預金	5,095	支払手形	2
受取手形	344	買掛金	1,097
電子記録債権	4,695	電子記録債務	1,008
売掛金	2,728	1年内返済予定の長期借入金	460
約束手形	1,540	リース債務	53
有価証券	2,995	未払金	1,390
商品及び製品	2,916	未払賞与	837
仕掛品	2,257	未払法人税等	399
材料及び貯蔵品	1,438	未払法人税等	1,713
前払費用	47	契約引当金	372
貸倒引当金	230	役員賞与引当金	8
	△2	工事損失引当金	17
		完成工事補償引当金	54
		その他	2
固定資産	12,728	固定負債	2,272
有形固定資産	7,770	長期借入金	1,330
建物	1,628	リース債務	180
構築物	193	繰延税金負債	355
機械及び装置	1,039	完成工事補償引当金	30
車両運搬具	39	役員株式給付引当金	202
工具、器具及び備品	702	従業員株式給付引当金	13
土地	3,566	退職給付引当金	155
建設仮勘定	598	長期未払金	4
無形固定資産	469	(純資産の部)	27,325
ソフトウェア	333	株主資本	25,706
ソフトウェア仮勘定	128	資本金	5,233
その他	6	資本剰余金	4,794
投資その他の資産	4,488	資本準備金	4,794
投資有価証券	4,198	利益剰余金	17,423
関係会社株	114	利益準備金	561
関係会社貸付金	9	その他利益剰余金	16,862
長期前払費用	16	固定資産圧縮積立金	136
その他の	155	別途積立金	2,300
貸倒引当金	△6	繰越利益剰余金	14,425
		自己株式	△1,745
		評価・換算差額等	1,619
		その他有価証券評価差額金	1,619
資産合計	37,016	負債及び純資産合計	37,016

損益計算書

(令和6年6月1日から
令和7年5月31日まで)

科 目	金 額
高価 上原	26,741
売上	20,015
総利益	6,725
販売費及び一般管理費	5,172
営業利益	1,552
営業外収益	
受取利息	1
受取配当金	1,783
受取技術料	108
その他の収益	46
営業外費用	
支払利息引	20
支払割当	3
その他の費用	1
経常利益	3,467
特別利益	
固定資産売却益	0
特別損失	
固定資産除却損	181
固定資産売却損	4
税引前当期純利益	3,281
法人税、住民税及び事業税	457
法人税等調整額	17
当期純利益	2,806

百万円

株主資本等変動計算書

(令和6年6月1日から
令和7年5月31日まで)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金					利 益 合 計
		資 準 備 本 金	そ の 他 資 本 金	資 剰 余 金 合 計	本 金 計	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
							固 定 資 産 圧 縮 金	別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	百万円 5,233	百万円 4,794	百万円 -	百万円 4,794	百万円 561	百万円 139	百万円 2,300	百万円 12,362	百万円 15,363		
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当								△725	△725		
当 期 純 利 益								2,806	2,806		
固定資産圧縮積立金の取崩(当期分)						△3		3	-		
自己株式の取得											
自己株式の処分			109	109							
自己株式の消却			△109	△109				△21	△21		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△3	-	2,063	2,059		
当 期 末 残 高	5,233	4,794	-	4,794	561	136	2,300	14,425	17,423		

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	百万円 △1,427	百万円 23,965	百万円 1,608	百万円 25,573
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△725		△725
当 期 純 利 益		2,806		2,806
固定資産圧縮積立金の取崩(当期分)		-		-
自己株式の取得	△535	△535		△535
自己株式の処分	86	195		195
自己株式の消却	130	-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			11	11
当 期 変 動 額 合 計	△318	1,741	11	1,752
当 期 末 残 高	△1,745	25,706	1,619	27,325

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。

満期保有目的の債券
償却原価法(定額法)によっております。

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
主に、先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
ただし、未成工事支出金については個別法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産
旧定率法及び旧定額法によっております。
建物……旧定率法及び旧定額法
その他…旧定率法
（平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）については、旧定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 2～18年

(2) 無形固定資産及び長期前払費用

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末の手

持受注工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 完成工事補償引当金

完成工事等に係るかし担保の費用に備えるため、過去の一定期間における補償実績率に基づく将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。

(5) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(6) 従業員株式給付引当金

従業員株式給付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(7) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、発生年度に全額損益処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる売上高

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービ

スと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 環境事業における工事契約等

環境事業は、上下水道用水処理機械設備、産業用水処理機械設備、有機性廃棄物資源化設備等に関する事業を行っております。

環境事業における工事請負契約等で、顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じる又は当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配するものは、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主として、各報告期間の期末日までの発生原価が、工事原価総額に占める割合（インプット法）に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識することとしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(2) バルブ事業における物品販売契約等

バルブ事業は、上下水道用弁・栓・門扉等に関する

事業を行っております。

物品販売契約であり、製品に対する支配を顧客に移転し、履行義務を充足するのは、製品の引渡時点であると判断し、さらに、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が基本的には通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

ただし、契約に複数の製品が含まれる物品販売取引のうち完納を履行義務とする取引については、当該契約に含まれるすべての製品の引き渡し完了した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(会計方針の変更)

(1) グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(一定の期間にわたり履行義務を充足する収益認識)

①当事業年度計上額

	金額 (百万円)
売上高	11,021

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 (会計上の見積りに関する注記)」に記載した内容と同一であります。

(棚卸資産の評価)

①当事業年度計上額

	金額 (百万円)
商品及び製品	2,916
仕掛品	2,257
原材料及び貯蔵品	1,438

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 (会計上の見積りに関する注記)」に記載した内容と同一であります。

(退職給付債務の算定)

①当事業年度計上額

	金額 (百万円)
退職給付引当金	155

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 (会計上の見積りに関する注記)」に記載した内容と同一であります。

(追加情報)

(取締役等に対する業績連動型株式報酬制度)

連結計算書類「連結注記表 (追加情報)」に記載した内容と同一であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

連結計算書類「連結注記表 (追加情報)」に記載した内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産に関する注記

下記の資産をPFI事業を営む当社出資会社の借入金の担保に供しております。

関係会社株式 1百万円

また、下記の資産を1年内返済予定の長期借入金(360百万円)及び長期借入金(1,230百万円)の担保に供しております。

建物	1,614百万円
構築物	193百万円
土地	3,566百万円
投資有価証券	1,233百万円
合計	6,608百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,728百万円

3. 仕掛品及び工事損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係る仕掛品と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

工事損失引当金に対応する仕掛品の額 17百万円

4. 期末日満期手形等の処理

期末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等を満期日に決済

が行われたものとして処理しております。

	受取手形	45百万円
	電子記録債権	204百万円
5. 関係会社に対する金銭債権・債務	短期金銭債権	1,191百万円
	短期金銭債務	2百万円
	長期金銭債権	9百万円
6. 取締役等に対する金銭債権・債務		
	該当事項はありません。	
7. 親会社株式の表示区分別の金額		
	該当事項はありません。	

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との当事業年度中における取引高の総額	営業取引によるもの	売上	1,808百万円
		仕入等	△9百万円
	営業取引以外によるもの	受取利息	0百万円
		受取配当金	1,656百万円
		受取技術料	108百万円
		その他	36百万円
2. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額			44百万円
3. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額			20百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数	普通株式	
	当事業年度期首	3,195,385株
	当事業年度増加	411,619株
	当事業年度減少	417,291株
	当事業年度末	3,189,713株

(注) 当事業年度末の自己株式数には、「株式給付信託 (BBT)」及び「株式給付信託 (J-ESOP)」に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口) が所有する当社株式487,516株が含まれております。

当事業年度増加の内訳

自己株式の取得	250,000株
単元未満株式の買取	128株
株式給付信託 (BBT、J-ESOP) の自己株式の取得	161,491株

当事業年度減少の内訳

自己株式の消却	250,000株
株式給付信託 (BBT、J-ESOP) への拠出	161,491株
役員退任による株式給付信託の給付	5,800株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び負債の発生の 繰延税金資産

主な原因別の内訳

未払事業税等	24百万円
未払社会保険料	36百万円
未払賞与	33百万円
未払金	2百万円
工事損失引当金	5百万円
完成工事補償引当金	26百万円
棚卸資産評価減	122百万円
減価償却費	30百万円
その他有価証券、ゴルフ会員権減損額	157百万円
貸倒引当金繰入超過額	2百万円
退職給付引当金	48百万円
従業員株式給付引当金 (J-ESOP)	4百万円
固定資産減損損失	18百万円
その他	22百万円
繰延税金資産小計	<u>536百万円</u>

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△177百万円
評価性引当額小計	△177百万円
繰延税金資産合計	358百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△651百万円
固定資産圧縮積立金	△62百万円
繰延税金負債合計	△713百万円

繰延税金負債の純額 △355百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、令和8年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.4%から31.3%に変更して計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額は17百万円増加し、法人税等調整額が1百万円、その他有価証券評価差額金が18百万円、固定資産圧縮積立金が1百万円それぞれ減少しております。

収益認識に関する注記

連結注記表に記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,552.54円
1 株当たり当期純利益	159.04円

(注)「株式給付信託 (BBT)」及び「株式給付信託 (J-ESOP)」に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式は、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

なお、1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数は、当事業年度末において、487,516 株であり、1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、421,322株であります。